## 令和7年度

# 市民税県民税特別徴収事務の取扱要領森林環境税

特別徴収事務についての要領と必要な届出書をまとめてあります。 令和7年度の特別徴収事務を担当される方は必ずお読みください。 同封の特別徴収税額の決定通知書に記載されている従業員の方に退職・転勤など異動が 生じた場合は、給与所得者異動届出書を速やかに提出してください。

—— 目	次 —
<ul> <li>○特別徴収のしくみ</li></ul>	<ul> <li>◎退職金を支払うとき</li></ul>

## 三条市

総務部 税務課 市民税係

955 - 8686

新潟県三条市旭町二丁目3番1号 電 話(0256)34-5529(直通)

ホームページ https://www.city.sanjo.niigata.jp

## 特別徴収のしくみ

#### 1 特別徴収

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者が毎月給与を支払う際に給与の支払を受ける人(納税者)から市民税・県民税・森林環境税を月々徴収し、市に納入する制度です。

## 2 特別徴収義務者

特別徴収義務者とは、給与の支払をする際に市民税・県民税・森林環境税を徴収し納入する義務のあるもので、市長が特別徴収 義務者として指定します。

#### 3 特別徴収税額の通知書

「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」は、 各納税者や特別徴収義務者に市民税・県民税・森林環境税の特別 徴収税額を通知したり、特別徴収義務者として指定したりするためのものです。

なお、納税者の特別徴収税額に変更が生じた場合には「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますので、その後の月割額は、変更後の月割額により徴収し納入してください。

## 4 特別徴収の範囲

令和6年中に給与の支払を受け、かつ令和7年4月1日現在において引き続き給与の支払を受けている人に対しては、特別徴収の方法により、市民税・県民税・森林環境税の徴収をしなければならないこととされていますので、御協力をお願いします。

なお、この通知書に記載されている税額は、一般的に給与所得 に係る所得割額、均等割額及び森林環境税額(国税)の合計額で すが、所得税の確定申告書等により給与所得以外の所得を申告し た場合、通常その所得に対する所得割額も給与所得にかかる税額 に合計しています。

## 特別徴収事務の取扱要領

#### 1 特別徴収税額の通知書の納税者への交付

特別徴収義務者への通知書と併せて納税者への通知書をお送り しましたので、その人員等を確認の上、速やかに各納税者に交付 してください。

なお、既に退職等により、給与の支払を受けなくなった人については、その通知書と併せて綴込みの「精別徴収に係る給与所得者異動届出書」を当市へ提出してください。

(記入要領は、5ページ以降の(給与所得者の退職・輸動など異動が生じた場合の届出について)を 御参照ください。

## 2 月割額の徴収

「令和7年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定 通知書(特別徴収義務者用)」に各納税者の月々の月割額を記載 していますので、税額等を御確認の上、<u>6月から翌年5月まで</u>の 12回で毎月支払う給与からその月割額を徴収してください。

## 3 月割額の納入

各納税者から徴収した月割額の合計額を別冊の「納入書」により納入してください。納入書には当初の納入金額を記載してありますので、税額等に変更がなければ、そのままお納めください。退職・転勤などにより納入金額に変更がある場合は、次の事項に御留意の上、変更後の納入金額を記入し、お納めくださるようお願いいたします。

なお、特別徴収義務者の作成した納入書でも納入できます。この場合、当市の納入書は破棄してください。

(1) 納入金額に変更がある場合の記入方法

ア 納入書の「納入金額(1)」の欄を横線で抹消し、「納入金額(2)」の欄の「給与分」・「退職所得分」・「延滞金」・「督促手

数料」の該当項目及び「合計額」欄に、それぞれの金額を納入書裏面の記入例により記入してください。

- イ 金額欄に¥マークは記入しないでください。
- (2) **一括徴収した税額**は、他の納税者の特別徴収税額と併せて 「**給与分」の金額欄に記入**してください。
- (3) 「退職所得分」の金額欄は、退職手当等に係る市民税・県民税の特別徴収税額を納入するときに記入していただく欄です。 (退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収については、) 15ページの**退職金を支払うとき**)を御参照ください。
- (4) 納入書の末尾の2枚(予備)を除き、それぞれ月別の表示がしてありますので必ず該当月の用紙を使用してください。 なお、納税者が令和8年5月までに住所を三条市以外の市町村へ異動されましても、令和7年度の特別徴収税額は、引き続き当市へ納入してください。

/ 納入方法については、10ページ以降の特別側線入書による納入のしかた を御参照ください。

#### 4 異動の届出

納税者のうち、退職・転職などにより給与の支払を受けなくなった人が生じたときは、次の事項に御留意の上、翌月の10日までに綴込みの「精ラ支払報告に係る給与所得者異動届出書」を当市へ提出してください。この場合、異動事由が発生した翌月以降の異動者の月割額を徴収し納入する義務はなくなります。

(記入要領は、5ページ以降の(給所者の機・輸送機動性は場合の届出について) を御参照ください。

- (1) 6月1日から12月31日までの退職のときは、本人の希望に基づき、未徴収税額を一括して徴収してください。
- (2) 1月1日から4月30日までの退職のときは、必ず未徴収税額を一括徴収してください。
- (3) 死亡による退職のときは、相続人が納税義務を引き継ぎますので、未徴収税額は一括徴収しないでください。
- (4) 転勤等により新しい勤務先でも引き続き特別徴収を希望するときは、届出書の上欄の事項を記入し、新しい勤務先へ回付してください。

#### 5 納入期限

- (1) 納入期限は、月割額を徴収した月の翌月10日 (この日が日曜日又は祝日のときは翌日、土曜日のときは翌々日です。)
- (2) 各月の納入期限は、納入書の「納期限」欄に記載してあります。

#### 6 納期の特例

給与の支払を受けるものが常時10人未満である特別徴収義務者で、当市へ「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出し承認を受けた場合は、次のとおり、特別徴収税額(退職手当等に係る所得割も含む。)を年2回に分けて納入することができます。承認を受けた場合は翌年度以降も特例の扱いとなりますので、毎年申請する必要はありません。

給与及び退職手当等の支払期間	納 期 限
6月から11月までの支払い分	12月10日
12月から翌年5月までの支払い分	翌年6月10日

- ※滞納があった場合は承認を取り消すことになります。
- ※上記納期限が日曜日又は祝日のときは翌日、土曜日のときは 翌々日が納期限となります。

## 7 納期限までに納付されない場合

納期限までにこの税金が完納されないときは、その翌日から完納までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3%)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。

#### 8 督促状・滞納処分

納期限までに完納されないと、納期限から20日以内に督促状を発します。督促状を受けますと、督促手数料が加算され、さらに督促状を発した日から10日を経過する日までに完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。

## 9 納入場所

納入については、当要領裏面に記載の金融機関等でお納めください。

また、新潟県、長野県以外に所在するゆうちょ銀行又は郵便局へ納められる場合は、そのゆうちょ銀行又は郵便局を指定する必要がありますので、16ページの 郵便局の指定について を御覧ください。

なお、このほか特別徴収義務者が郵便振替の加入者であるときは三条市公金口座(00680-4-960013)へ振替える簡易振替納付の方法もあります。

## 10 所在地・名称等の変更

事業所の所在地・名称等に変更がある場合は、19ページの「特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書」に記入の上、当市へ提出してください。

#### 11 特別徴収への切替え

給与支払報告書の提出後に就職等により特別徴収へ切替えを希望される場合は、綴込みの「特別徴収への切替依頼書」を当市へ 提出してください。

ただし、納期限を過ぎた普通徴収税額は切替えできません。

## 12 通知書受取方法の変更

「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」の受取方法を変更する場合は、18ページの「特別徴収税額通知書受取方法変更届出書」を当市へ提出してください。

## 異動後の未徴収税額の徴収方法

## 1 普通徴収

普通徴収とは、納税者本人が年4期に分けて直接納付する方法です。なお、納期は次のようになります。

#### 普通徴収の納期

第1期	6月16日から同月30日まで
第2期	8月16日から同月31日まで
第3期	10月16日から同月31日まで
第4期	翌年1月16日から同月31日まで

<sup>※</sup>上記納期限が日曜日又は祝日のときは翌日、土曜日のときは 翌々日が納期限となります。

## 2 徴収方法

異動後の未徴収税額を一括徴収しなかった場合、納税者宛に納税通知書をお送りします。この通知書により、納税者本人が普通徴収の方法で残った税額を納付します。

なお、10月以降の異動については、納期が第4期の1回だけとなり納税者の負担が大きくなりますので、未徴収税額は一括徴収されるよう御協力をお願いいたします。

(注) 死亡による退職の場合の未徴収税額は、普通徴収となります ので一括徴収はしないでください。

## 市民税・県民税・森林環境税の計算方法



※令和6年の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者で、かつ控除対象配偶者以外の同一 生計配偶者(国外居住者を除く)を有する場合は、1万円の特別控除(定額減税)が適用されます。

- ◎課税されない人 るれている。 今和7年1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人や令和6年中の所得が135万円以下で障害者・未成年・寡婦・ひとり親に該当する人
- ◎譲渡所得などの分離課税の計算については税務課市民 税係へお尋ねください。
- ◎繰越損失の控除がある場合は、①は繰越損失額控除後 の所得金額となります。
- ◎所得割額から控除しきれなかった⑤の金額は、均等割額に充当されます。 詳しくは税務課市民税係へお尋ねください。

雑	損 控 除	(実質損失額一総所得金額等の合 万円) のうちいずれか高い方の金	計額×10%) 又は(災害関連支出の金額-5) 額				
医	療費控除	金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の	1万2千円(限度額8万8千円)				
社	会保険料		掛金控除前年中の支払金額				
		支 払 金 額	控 除 額				
	新 12,000円	以下のとき	全額				
4	契 12,000円	超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円				
太		超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円				
메	約 56,000円	超のとき	28,000円				
1末	旧 15,000円	以下のとき	全額				
険		超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円				
业	契 40,000円	超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円				
採	約 70,000円	超のとき	35,000円				
生命保険料控除	ムー般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料については、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)						
			新契約と旧契約の双方について控除の適用を受				
	ける場合、新挈	2約と旧契約それぞれ上の算式により	J計算した控除額の合計額(限度額28.000円)				

地震	地震保険料	支払金額 控除額 50,000円以下のとき 支払金額の1/2 50,000円超のとき 25,000円
地震保険料控除	旧長期契約	支払金額 控除額 5,000円以下のとき 全額 5,000円超15,000円以下のとき 支払金額の1/2+2,500円 15,000円超のとき 10,000円
	地震係	

7	障	害者	皆 控	: 除	26万円 特別	別障害	≸ 30万F	9 同居特	別障害者	53万円	
	寡	婦	控	除	26万円						
	ひと	とり	親控	空除	30万円						
	勤;	产学	生控	空除	26万円						
	扶	養	控	除	— 般	3	3万円	老	人	38万円	
	17	莨	江	陈	特 定	4	5万円	同居老親	見等	45万円	
	基	礎	控	除	2,400万円以	下 4	3万円	2,450万円超2,	500万円以下	15万円	
	垄	102	饪	冰	2,400万円超2,450万円	9以下 :	29万円	2,500	万円超	0円	
	納税者本人の所得		全額	900万円以	下	900万円起	950万円以下	950万円超	1,000万円以下		
4	配係	<b>男者</b>	_	般	33万円		22	2万円	11	万円	
	控	除	老	人	38万円		26	万円	13	3万円	
_		所 征	得金	額			控图	余額			
٦		48万円超 100万円以下		以下	33万円		22	万円	11	万円	
1	配	100	万円 万円	超 以下	31万円		21	万円	11	万円	
+	偶 者 特	105	<b>万</b> 円	超 以下	26万円		18	万円	9	万円	
1	特	110	<b>浮開</b>	超以下	21万円		14	万円	7	万円	
1	別	別 115万円超 120万円以下		超以下	16万円		11	万円	6	万円	
F	除	120 125	<b>万円</b>	超以下	11万円		8	万円	4	万円	
1		125 130	<b>万円</b>	超 以下	6万円		4	万円	2	万円	
1		130	<b></b> 第 日	超以下	3万円		2	万円	1	万円	

#### ③税額控除 (調整控除) ○合計ボタタ類が2,500万円以下の場合、下記の区分に広じた今額 | † † 降 の 呑 粨

②所得控除

	科祝者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額	f.	空际 0.	)種	!親	金 観			đ	空 陈	<b>の</b>	里親			玉 観	
l	合計課税所得金額が200万円以下の者	基	礎	控	除	5万円					<b>—</b>			般	5万円	1
l	次の①と②のいずれか少ない額の5%(県民税2%、市民税3%)に	<u> </u>	WC.	11	1.4		++	*	+rdn	<b>π</b> Δ	特			定	18万円	1
l	相当する金額			L	普通	1万円	扶	養	控	除	老			人	10 万円	1
l	①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、	) [ ]	害者控	除	特別	10 万円					同	居	老 親	等	13万円	1
l	同表金額欄に掲げる金額を合算した金額	'					控	除		カ	種	類		<del>金</del>	額	1
l	②合計課稅所得金額				醌糊	22 万円				-				900万円起		1
l	合計課税所得金額が200万円超の者	寡	婦	控	除	1万円	納和	兑者 🧵	本人	の見	斤得3	金額	900万円以下	950万円以	1,000万円以下	ŀ
l	①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)			<del></del>	47				_			óЛ	r m			+
l	の5% (県民税2%、市民税3%) に相当する金額	10		親	X.	1万円	配偶	<b>男</b> 者招	全部	<u> </u>		授	5万円	4万円		4
	①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、	控		除「	母	5万円	100	-> 1-11-	-1-3	老		人	10万円	6万円		1
	日主会施棚に担げて会館な会覧した会館	1-		Lyn,	-	0 / / 1 / 3				10000	ロギルにハエ	四土港	5 E III	1 4 5 0		н

勤労学生控除

同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

#### ④ 税額控除 (配当控除)

			課	脱所得	金額	1,000万円	以下の部分	1,000万円超の部分			
<b>種類</b>				市民税	県民税	市民税	県民税				
利	益	の	配	当	等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託						0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨	貞 建	等証	券 投	資 信	託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

#### ④税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る往宅借入金等特別控除の 適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の 100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に右欄の割	市民税	県民税
を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得財務制取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「37500円」を「136,500円」として計算した金額 (特定増改築等に係る住宅借入金等の金額を付金、100分の61年では、当該金額がなかったものとして計算した金額 (特定増改築等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)	3/5	2/5

#### ⑤配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

	• •	
区 分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

#### ④税額控除(寄附金税額控除)

 1 万円
 配偶者特別控除
 48万円超50万円未満
 5万円
 4万円
 2万円

 50万円以上55万円未満
 3万円
 2万円
 1万円

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が 総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当 する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税 は4%、市民税は6%に相当する金額

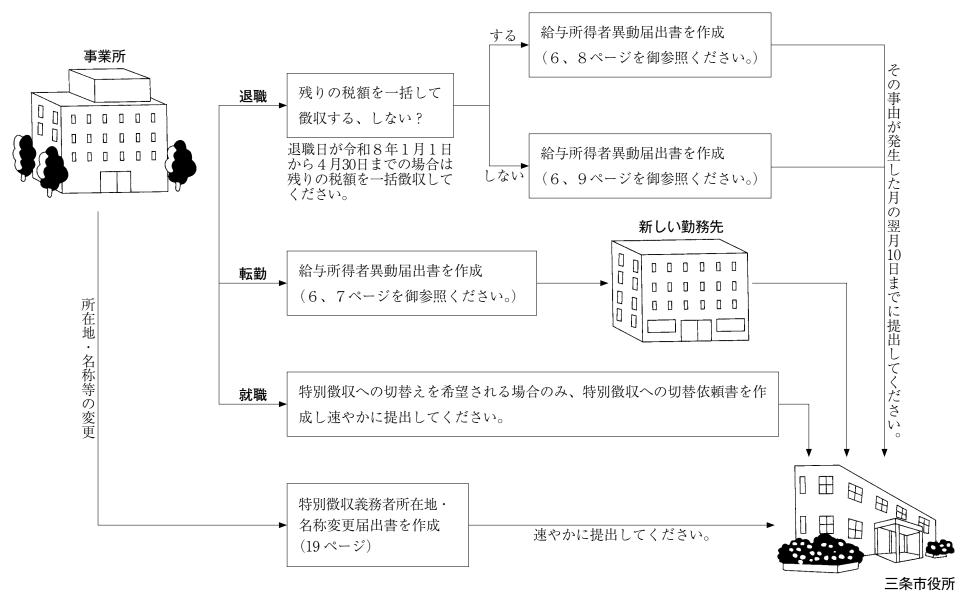
- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄
- 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福 祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で 定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増 進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定める もの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超え る場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の 割合を乗じて得た金額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に 相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金 額を超えるときは、その20%に相当する金額)

)Š	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
台	0円以上 195 万円以下	84.895%
	195 万円を超え 330 万円以下	79.79%
5	330 万円を超え 695 万円以下	69.58%
in K	695 万円を超え 900 万円以下	66.517%
4	900 万円を超え 1,800 万円以下	56.307%
5	1,800 万円を超え 4,000 万円以下	49.16%
į	4,000 万円超	44.055%
2	0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
7	0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に 定める割合

## 給与所得者の退職・転勤など異動が生じた場合の届出について

次の図を参考に届出書を提出してください。



## 給与所得者異動届出書の記入のしかた

注 意	令和 年度 給与支払報告 に係 ※異動があった場合は、翌月10日までに提出し	る給与所得者異動届出書 てください。	年 度 1. 現年度	2. 新年度 3. 両年度	税額通知書でお知らせした、指定番号、宛名番号を必ず記入してください。
異動された納税者の 氏名を記入してくだ さい。		所 在 地 フリガナ 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号	特別裁収義務者   指定 書 号   宛 名 番 号   宛 名 番 号   所 属   上連   当 絡   氏 名   一個人番号の記載に含たっては、   左端を空間とし右詰めて記載   本	内線 ( )	<ul><li>①給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合は、枠内に「1」と記入すると</li></ul>
退職等で、令和7年 1月1日現在の住所 には、特別像収税額の通 を利と年一月/日現在の住所 に変更がある場合は、 新しい現住所を記入 してください。	氏 名 給 生年月日 年 月		(ウ) 数収税額 - (イ) 異 動 異 動 の 事 由 月から 年 月 日 異 動 の 事 由	異動後の未徴収税額の徴収方法	ともに「1.特別徴 収継続の場合」欄に 必要事項を記入して ください。 ②退職後、令和8年5 月31日までに支払わ
     住所地 (課税の場合)   行別徴収を行列徴収を行列数収を行列数を行列数で行列の場合)   である)		月まで	月から 月まで 月まで 月月 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日	1. 特別徵収継続	れる給与又は退職手 当等から未徴収税額 (ウ)を一括徴収する場 合は、枠内に「2」 と記入するとともに
転り別す動衆たで上級の事場を記入してください。 医町村長に送付してください。 医町村長に送付してください。 と町村長に送付してください。 と町村長に送付してください。 をで希しか右徴収し よ特望い在隣収し ・し収場を新の、・記 ・し収場を新の、・記 ・とと額を ・とと額を ・とと額を ・して、登収台帳 ・して、登収台帳 ・して、登収台帳 ・して、と、の収台帳 ・して、自動教先で上級の事 ・をとる。	利別   「  し徴 所 在 地	新規 法 人 番 号		は、月割額円を 月10日納入期限分)から るよう連絡済みです。 <sup>右から</sup> 電力を 1. 必要 2. 不要 記入	「2.一括徴収の場合」欄に必ずさい。 ③①及び②に該当いしてくいでは、 3①及び②には、中内に ない場合は、中内とといる。 と記入で理由でした。 での「3.欄の中から
てください。 大ださい。 一でください。 一でください。 一でください。 一でください。 一でください。 一でください。 一でも、新勤務先に、新勤務先に、新勤務先に、		でで、一括徴収の申出があったため 隆で、特別徴収の継続の申出がないため	予定月日	括徴収した税額は、 引分(翌月10日納入期限分)で 大。	選び、該当する番号 を記入してください。 「特別徴収義務者指 定番号」欄の「新
がらに さいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいか	理 (1月1日から4月30日までの間	でで、一括徴収の申出がないため に退職した方については、本人から申出がない場合でも、 、われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	続柄	、規」を○で囲んだ場 合のみ記入してくだ さい。
		特別徴収税額の決 定通知書又は変更 通知書に記載され を記入して	7     徴収済額を差し引     共勤   1額   いた残額を記入し   を枠	の事由の する数字 内に記入 ください。	一括徴収した税額を 何月分の納入書で納 何月るかを記入しの 入くだ算して納入 とたができます。

## 記入例① (転勤の場合)

	度 給与支払報 特別徴 た場合は、翌月10日まで		ください。	<del>∓ 955-</del> -	8686			年 度	1. 現年度 特別徵収義務者 指 定 番 号	2. 新年度   3. 両年度     0020003011	第十八号様式	
(宛先) 三条市	ī.E.	給	所 在 地	·   =	条市旭町	2丁目3番	1号		指 定 番 号 宛 名 番 号	9	梵	
(処元) 二米川	1K	特別徴収特別徴収	フリガナ						担連 所属	総 務		上段を記入の
令和 7 年	<b>9</b> 月 <b>23</b> 日提出	払報者	氏名又は名称	:	000	) 〇 株式会	社		当絡 氏名	新潟太郎	<b>■</b>	新しい勤務先
		14 -	個人番号 又は法人番号	12	34567	89012	3 ←個人番号の記載 左端を空欄とし	に当たっては、 右詰めで記載	者先 電 話	0256-34-〇〇〇 内線(〇〇〇)		付してくださ
フリガナ	サンジョウ ハ		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1 . 1 . 1						1 4444 (3 (3 (3 (3 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4		
氏 名	三条礼	5 子		(ア)	(1)	(ウ)	異 動			異動後の未徴収		
給 生年月日	S60 年	<b>1</b> 月	(年	徴収税額 :税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア) - (イ)	年月日	異 !	動の事由	税額の徴収方法		
与 個人番号	123456	789	0 1 2	D 0 10 ( )								
所 受給者番号					<b>6</b> 月から	10 月から	<b>R7</b> 年	<b>2</b> 1 2 2	. 退	職 1 1. 特別徵収継続	]	
得 1月1日	三条市荒町	2丁目13	£3号		<b>9</b> 月まで	<b>5</b> 月まで		右から 4.	・ ・ 休 職・ 長 ・ 死	数 欠 <sup>右から</sup> 2. 一 括 徴 収		
者現在の住所				000			<b>9</b> 月	番号を 5. 6.	. 退 . 転 職 . 長 . 死 . 支払少額・不定 . 支合 併 . の . 由 . 理由	期 番号を 2. 一 拓 飯 収 記入 2. 並 活 郷 収		
異動後の 住所	三条市元	T13番	1号 12	,000 <sub>H</sub>	<b>4,000</b> <sub>H</sub>	8,000	<b>23</b> <sub>目</sub>	~ (事	. そ の Ha・理由	(本人納付)		
		1									J ¬	
1. 特別徴収維 特別徴収		0020	10	See to	V. 1	2 2 1 0 0 9	7/5/	2 2 1	新しい勤務先へ	は、月割額 1,000 円を		新しい勤務先
_   指 定	番号	9030	12	新規		321098	7 6 3 4	521		翌月10日納入期限分)から		入の上、当市
新別の所を	〒955-0863 三地 <b>二条</b>		斤保4番9	吕	担当	所属	経理			るよう連絡済みです。	<b>-</b>	出くださるよ
い収		1, 144 A	1 IV T AF J	<del>-</del>		氏 加	二二郎				-	絡してくださ
30x 30x / / /	·····		A 1.1 10	A >1	連	石			受給者番号		-	771 O C (7C C
先者		· / /	△株式?	会社	<b>A</b> 先		34-66	$\Delta \Delta$	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	古から   番号を 1. 必要 2. 不要   記入		
務務  7!! 	は名称	2			76	話	四線 ( / 1				1	
 						話					-	
先者									左記の一	一括徴収した税額は、	]	
先者 氏名又 2.一括徴収の:				申出があっ		徴収予定月日		双予定額 と同額	頁)	-括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で		
氏名又   (   (   (   (   (   (   (   (	場合	月31日まで	で、一括徴収の		ったため	徵収予定月日	後4(上記()		納入1:	月分(翌月10日納入期限分)で		
(光名文) (大名文) (大2) (大2) (大2) (大2) (大2) (大2) (大2) (大2	場合 異動が令和 年12 異動が令和 年1	月31日まで	で、一括徴収の		ったため		後4(上記()	双予定額ウ)と同額	(円) 納入し	月分(翌月10日納入期限分)で		
2.一括徴収の 理 1 由 <sup>右からを</sup> 2 記入 3. 普通徴収の	場合 異動が令和 年12 異動が令和 年1 場合	月31日まで 月1日以降	で、一括徴収ので、特別徴収の	継続の申出	ったため	徵収予定月日	微山 (上記() 死亡	双予定額 ウンショウ と同名	刊 納入し	月分(翌月10日納入期限分)でます。 続		
2.一括徴収の 理 1 由 <sup>右からを</sup> 2 記入 3. 普通徴収の	場合 異動が令和 年12 異動が令和 年1	月31日まで 月1日以降 月31日まで	で、一括徴収ので、特別徴収ので、特別徴収ので、一括徴収の	継続の申出申出がない	ったため	徴収予定月日 月 日	(上記 (i 死t	双子定額 から と 同名 に み の し	(円) 納入し	月分(翌月10日納入期限分)で ます。		

## 記入例②(一括徴収する場合)

退職者の未徴収税額を最後の給与から一括して納入する場合は、この記入例のように記入した届出書を提出してください。

(The H	※異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。 所在				8686 条市旭田	T2丁目3着	 \$1号		特別徴収義務者 旨定番号 记名番号	0020003011	第十八号様式
	(宛先) 三条市長 令和 <b>7</b> 年 <b>8</b> 月 <b>25</b> 日提出 令和 <b>7</b> 年 <b>8</b> 月 <b>25</b> 日提出			され		○○株式会			所 属 氏 名	総 務 新潟太郎	-
				· 号 1 2			3 ←個人番号の記し 左端を空欄と	ぱに当たっては、 者	先 電 話	0256-34-〇〇〇 内線(〇〇〇)	]
給生	フリガナ     サンジョウ ハ:       氏名     三条 花       生年月日     S60 年       個人番号     1 2 3 4 5 6	子 1月	1 1	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動年月日	異動	の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
得者現	<ul> <li>総計番号</li> <li>1月1日 昆在の住所</li> <li>三条市荒町2</li> <li>異動後の 住所</li> <li>三条市元町</li> </ul>			12,000 <sub>円</sub>	6 月から 8 月まで 3,000 p	で <b>5</b> 月まで	<b>R7</b> 年 <b>8</b> 月 <b>25</b> 日	1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	B 広木 ・ 長 ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ が ・ に ・ で ・ で ・ が ・ に ・ が ・ に ・ が ・ に ・ が ・ に ・ が ・ に ・ が ・ に ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が	2 1. 特別徴収継続	
	別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指 定 番 号			新規)		当 属 氏 毛		2		は、月割額円を 月10日納入期限分)から 。よう連絡済みです。	
	氏名又は名称				*   タ 	各 電 話 話	内線(		内入書の要否 規の場合のみ記載)	右から 番号を 1. 必要 2. 不要 記入	]
理由布番	<ul> <li>1 異動が令和 年12</li> <li>2 異動が令和 年12</li> </ul>					徴収予定月日 <b>9</b> 月 <b>26</b> 日		双予定額 ウ)と同額) <b>9,000</b>		括徴収した税額は、 分(翌月10日納入期限分)で す。	一括徴収
3. 普	通徴収の場合						死	上退職の「フリ	〕ガナ	続柄	納入する   記入して

## 第十八号様式

## 記入例③(一括徴収しない場合)

未徴収税額を一括徴収しない場合には、この記入例のように記入した届出書を提出してください。

4	令和 <b>7</b> 年月	度 給 与 支 払 報 度 特 別 徴	告に係る	る給与所	得者異動原	電出書								
		行 別 倒 場合は、翌月10日まで			13 47 (-0.					年 度		見年度	2. 新年度	3. 両年度
				所:	在 地	₹ 955-			* 4 77		特別徴収 指 定	双義務者 番 号	00200	
(3	5先)三条市長	麦	給生性			゠	条币旭	丁2丁目3	番1亏		宛 名			
			与 支 払 大 大 大 の で の の の の の の の の の の の の の		ガナ		~ ~ ~	~ ~ ~ ~ ~ ~			担連	所 属	総	務
令	和 7 年	<b>9</b> 月 <b>2 6</b> 日提出	払 収者     者		は名称		000	) () 株式	会社		当絡	氏 名	新潟 0256-34-	太郎
				個人 又は注	、番号 :人番号					号の記載に当たっては 空欄とし右詰めで記載		電 話	0236-34-	·0000 h線 ( <b>000</b> )
	フリガナ	サンジョウ ハ										'		
	氏 名	三条礼			(P)		(イ)	(ウ) + (W カコヤ dar	異	動	動 の	車 由	異動後	後の未徴収
給	生年月日	S60 年	1月	1 ⊞	特別徴収		徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)	1 TE H	日	動の	事 由	税額の	の徴収方法
与	個人番号	1 2 3 4 5 6	789	0 1 2	,,,,,,									
所	受給者番号						6 月から	5 <b>10</b> 月か	R 7	年 1	. 退	Į.	戦 <b>3</b> 1.	特別徴収継続
得	1月1日	一女士生町	———— 7	立っ旦	1		<b>9</b> 月まっ			右から	1. 退 2. 転 3. 休 職	i・ 長 5	<u> </u>	
者	現在の住所	三条市荒町:	() E()	色ンろ			7 73	, J / 1 x	9	月番号を記入	1. 元 5. 支払少 合 併	額・不定期	日本	一括微収
	異動後の 住所	三条市元田	丁13番	1号	12,0	<i>00</i> ⊟	<b>4,000</b> <sub>P</sub>	<b>8,000</b> <sub>F</sub>	26	E   (**)	7. そ 事由・理由	が新・不定其 ・新・解・作	道 3.	普通徵収(本人納付)
1.	特別徴収継網	売の場合												
	特別徴収				(	新規	法人番号				新しい	・勤務先へに	は、月割額	円を
(特別徴	JII /L	= = =			月分(翌月10日納入期限分)から 担 所						艮分)から			
し微微	所在	地					<u></u>	属			徴収し	、納入する	るよう連絡済み	です。
い勤務:	フリガ	ナ						1 . 1			<b></b>	皆番号		
先者	:	H 11.					·						右から	
	氏名又は	名称					5		内線	( )	納人書 (新規の場合	の要否 合のみ記載)	番号を 1. 記入	必要 2. 不要
2	一括徴収の場	合												
12HI	1	異動が令和 年12	日21日まで	·7 _#	徴収の申占	せがなっ	たため	徴収予定月日	(上)	徴収予定額 記(ウ)と同	額)		-括徴収した税額	
理									()	, , , -, ,				納入期限分)で
曲	番号を記入	異動が令和 年1	月1日以降	で、特別	钗収の継ぎ	元の甲冑	かないため	月	В		円	納入しま	:す。 	
3.	普通徴収の場	易合								死亡退職の	フリガナ			続
13H	1.	異動が令和7年12						<b>人伝 -                                   </b>	<b>テノゼキ</b> )・\	場合は、納	氏 名	i		続柄
理		(1月1日から4月30) 令和 年5月31日ま								税相続人代 表者を記入	住 所	ŕ		
由     右から     2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため     表者を記入してください。       番号を     3. 死亡による退職であるため														

※未徴収税額については、市から本人へ納入書を送付します。特別徴収義務者(事業所)は、納入月額から その分の全額を減らして納入してください。納入書の記入例は11ページを御覧ください。

## 特別徴収納入書による納入のしかた

## (当初の納入金額に変更がない場合)

新潟県 三条市 個人市民税 領 収 証 書 ②  市区町村コード 口 座 番 号 加 入 者 名 1 5 2 0 4 8 00680-4-960013 三条市会計管理者 指 定 番 号 納入金額(1)	新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 市区町村コード 口座番 1 5 2 0 4 8 00680-4-960 指定番	納入書       別の13     三条市会計管理者       財務     日本       日本     日本     日本       日本     日本     日本 <th>新潟県 三条市 個人市民税 納入済通知書 ②</th>	新潟県 三条市 個人市民税 納入済通知書 ②
令和 7年 6月分 20990111 606, 500 <sup>円</sup>	P4H 7- 0/120	90111 606, 500	7 0 7 0 6 0 0 2 0 9 9 0 1 1 1 606, 500 知
納入すべき金額が右の納 入金額(1)の欄の金額と異な るときは、約入金額(1)の欄 を横線で抹消し、約入金額 (2)の欄に記入してください。	納入すべき金額が右の納 入金額(1)の欄の金額と異な るときは、納入金額(1)の欄 を模線で抹消し、納入金額 (2)の欄に記入してください。		新入すべき金額が右の納入金額
納期限   令和 7年 7月10日   額   督   任   手数料   (2)   合計額   (2)	新期限 <b>令和 7年 7月10日</b> 額 督 促 手数料 日計 田計 田計 田 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		注 表
(特別徴収義務者) 〒 9 5 5 - 8 6 8 6 住: 所 新潟県三条市旭町 2 丁目 以は 3番 1 号 収	(特別徵収義務者) 〒 955-8686 住 所 新潟県三条市旭町2丁目 又は 3番1号	領 収 日	(特別数収義務者) 〒955-8686 住所 新潟県三条市旭町2丁目 収 日
氏 名   付   付   付   日   日   日   日   日   日   日	氏 名 又は ○○○ 株式会社 名 称	付印の金融機関又は郵便局保管)	Xit

◎当市が印字した金額でそのまま納入する場合は、何も記入しないで納入してください。

## 記入例①(特別徴収税額の納入額に変更が生じた場合)

※退職者についての届出を提出された場合や、納税義務者の方に税額の修正があった場合など、特別徴収税額の納入金額に変更が生じた場合は、このように記入して納入してください。

個人市民税 新潟県 三条市 個人県民税 領収証書 ②	新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納 2	入書 ②	新潟県 三条市 個人市民税 新潟県 三条市 個人県民税 林 森林環境税	入済通知書 ②	
市区町村コード 口座番号 加入者名	市区町村コード 口座番号	加入者名	市区町村コード 口座番号	加入者名	
1 5 2 0 4 8 00680-4-960013 三条市会計管理者	1 5 2 0 4 8 00680-4-960013 =	条市会計管理者	1 5 2 0 4 8 00680-4-960013	3 三条市会計管理者 約入	
指定番号納入金額(1)		纳入金額(1) 退 職	31 210502002099011100105310089 済		
令和 7年10月分 20990111 <del>606, 500</del> 円	令和 7年10月分 20990111	-606, 500円 職所得	071000209901	11 納入金額(1) 円 通知	
納入すべき金額が右の納 入金額(1)の欄の金額と異な、納(かを含む)	納入すべき金額が右の納 入金額(1)の欄の金額と異な 納(分を含む)	4 1 4 0 0 税額	給与分 (一括歌歌) 納(Great)	2 4 1 4 0 0 約 入金額欄に Y	
るときは、納入金額(1)の欄 を横線で抹消し、納入金額 - 所得分	るときは、約入金額(1)の欄 を横線で抹消し、約入金額		納入すべき金額が右の納入金額 (1)の欄の金額と異なるときは、納	金額欄	
②の欄に記入してください。 金 延滞金	(2)の欄に記入してください。 金 延滞金	場合	入金額(1)の欄を横線で抹消し、納 入金額(2)の欄に記入してください。 金 延滞金		
約期限   令和 7年 11月10日   類   督   促   手数料	約期限 令和 7年 11月10日 額 督 促 手数料	は裏面	納期限 令和7年11月10日 額督促 手数料	241400 記 241400 記	
(2) 合計額	※ ロ (2) 合計額	41400	長野貯金事務センター (〒380-8794)	241400 記	
(特別徴収義務者) 〒 9 5 5 - 8 6 8 6	(特別徴収義務者) 〒955-8686	5	(特別徵収義務者) 〒955-8686	な	
住所 新潟県三条市旭町2丁目 又は 3番1号 収	住所 又は 所在地 新潟県三条市旭町2丁目 収	だけ	住所 文は 所在地 3番1号	領収	
日 付	氏名		氏 名	日付き	
又は ○○○ 株式会社 日 印 印 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	又は「〇〇〇〇株式会社		スは 名称 〇○○○株式会社 糸	的印	
上記のとおり領収しました。 (納入者保管)	上記のとおり納入します。 (金額	機関又は郵便局保管	上記のとおり通知します。(受付店→㈱第四北越銀行三条支店	「佩りまとめ店)→三条市(三条市保管)	

- ◎納入金額(1)を二重線で抹消(訂正印不要)してください。
- ◎納入金額(2)欄の「給与分」と「合計額」に納入する金額を記入してください。
- ※納入額が変更になる場合、税額の変更通知書は送付しますが新しい納入書は送付しませんので、修正してお使いください。

## 記入例②(予備の納入書を使用する場合)

※納入額が印字されていない納入書を使用するときは、このように記入して納入してください。

新潟県 三条市 個人市民税 領収証書 ②	新潟県 三条市 個人市民科 新潟県 三条市 個人県民科 森林環境科	<sup>税</sup> 納入書 ②	新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 森林環境税	納入済通知書②
市区町村コード 口座番号 加入者名 1 5 2 0 4 8 00680-4-960013 三条市会計管理者 指 定 番 号 納入金額(1)	市区町村コード 口座番 1 5 2 0 4 8 00680-4-9 指定		市区町村コード 日 座 番 1 5 2 0 4 8 00680-4-96 31 210502002099011	V
令和 7 年10月分 20990111 円	令和 7 年10月分 2	0990111	得 0710002099	
納入すべき金額が右の納 入金額(1)の欄の金額と異な るときは、納入金額(1)の欄 を横線で抹消し、納入金額 (2)の欄に記入してください。	納入すべき金額が右の納 入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄 を横線で抹消し、納入金額 (2)の欄に記入してください。金 極滞金		係る   お与分   新与分   新子分   新子分   新子分   新子子   新子子	の か 入 全 額 に マ マ マ の を の を の に に の に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に に に に に に に に に に に に に
新期限 年 月 日 額 督 促 手数料 (2) 合計額 (2) (2) (2) (2) (2) (4) (4) (4) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	納期限   年 月 日   額   督 促   手数料		新明限	号 は記 241400 入し
(特別徴収義務者) 〒 9 5 5 - 8 6 8 6 住 所 新潟県三条市旭町2丁目 取は 3番1号 収 日	(特別徵収義務者) 〒 955-8686 住 所 新潟県三条市旭町2丁目 尺は 3番1号	領収日付	(特別徴収義務者) 〒955-8686 住所 新潟県三条市旭町2丁目 アは 3番1号	領収日付
又は ○○○株式会社 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	又は ○○○ 株式会社 名 称	(金融機関又は郵便局保管)	又は ○○○休式会社 名 称 上記のとおり通知します。(受付店→㈱第四北越銀行	納 印 <b>特</b> 三条支店(取りまとめ店)→三条市(三条市保管)

- ◎納入する年月分を記入してください。
- ◎納入金額(2)欄の「給与分」と「合計額」に納入する金額を記入してください。

## 記入例③(退職所得分を合算して納入する場合)

新潟県 三条市 個人県民税 領収証書 ②	新潟県 三条市 個人市民科 個人県民科 森林環境科	納入書 ②	新潟県 三条市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書 ②	
市区町村コード 口座番号 加入者名	市区町村コード 口座番	号 加入者名	市区町村コード 口座番号 加入者名	
1 5 2 0 4 8 00680-4-960013 三条市会計管理者	1 5 2 0 4 8 00680-4-9	60013 三条市会計管理者	1 5 2 0 4 8 00680-4-960013 三条市会計管理	者 納
指定番号納入金額(1)	指定者	号 納入金額(1)		- 3
11 K 11 7 W1/\3Z(15(\1))	11 E 11	M3V-37/48(1)	图 210502002099011100105310089	一道
<b>令和 7年</b> 10月分 20990111 <del>241, 400</del> 7	令和 7年10月分 20	0990111 241, 400	07100020990111 <del>241,40</del>	一一一
納入すべき金額が右の納 入金額(1)の欄の金額と異な 納 (小を含む)	納入すべき金額が右の納 入金額(1)の欄の金額と異な 納	2 4 1 4 0 0	係 る	の納入金額欄に¥
るときは、納入金額(1)の欄 を横線で抹消し、納入金額	るときは、納入金額(1)の欄 を横線で抹消し、納入金額	162000	の 前入すべき金額が右の納入金額	金額欄
(2)の欄に記入してください。 金 延滞金	(2)の欄に記入してください。 金 延滞金		る場 入金額(1)の欄を模線で抹消し、約 入金額(2)の欄に記入してください。	
納期限   令和 7年 11月10日   額   皆   促   手数料	納期限 令和 7年 11月10日 額 督 促 手数料		表面	記号は記入
(2) 合計額 403400	※ □ (2) 合計額 □ (4) 合計額 □ (5) 合計額 □ (6) 日本 ・ □ (7) 日本 ・	403400	報りまとめ店 長野貯金事務センター (〒380-8794)	記入しな
(特別徴収義務者) 〒 9 5 5 - 8 6 8 6	(特別徴収義務者) 〒 955-8686	Ave	(特別徴収義務者) 〒955-8686	な
度所 新潟県三条市旭町2丁目 関	住所 新潟県三条市旭町2丁目	領	だ 住所 新潟県三条市旭町2丁目 領 収は 3番1号 IV	いで
又は 3番1号 収	又は 3番1号 所在地 3番1号	収	又は 新傷殊二衆中ル町21日 収 所在地 3番1号	<
B		- 日	в	ださ
氏 名 又は	氏名 又は ○○○○株式会社	印印	氏 名 又は 名	さい。特
上記のとおり領収しました。 (納入者保管)	上記のとおり納入します。	(金融機関又は郵便局保管)	上記のとおり通知します。(受付店→㈱第四北越銀行三条支店㈱りまとめ店)→三条市(三条市	

- ◎納入金額(1)を二重線で抹消(訂正印不要)してください。
- ◎納入金額(2)欄の「給与分」・「退職所得分」と「合計額」に納入する金額を記入してください。
- ※退職所得分を納入する場合は、必ず裏面も記入してください。

## 記入例③-2 納入書裏面

## (退職所得に係る市民税・県民税納入申告書の記入例)

提出日を記入して ください。		納入する年月分を
	退職所得に係る 市民税 納入申告書	記入してください。
	(宛先) 三条市長 (愛付印)	納税者数を記入し
	令和 7 年 11 月 10 日提出	てください。
特別徴収義務者の所在地・名称を記	令和 7 年 10 月分 ▲ 人員 1 ▲ 人	退職所得に係る納
入してください。	退職手当等支払金額	税者について退職 手当等の支払金額
	特別徴収 市 民 税 8 4 0 0 0 0	子当寺の文仏玉領   の合計額を記入し
	税 額 県 民 税   5 6 0 0 0	てください。
退職金受給者の氏	1934   14所(居所) 乂は野仕地	市民税額の合計額
名、住所を記入し てください。		を記入してください。
((/23/10		
	収者   法 人 番 号   1   2   3   4   5   6   7   8   9   0   1   2   3	県民税額の合計額 を記入してください。
	地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり 分離課税に係る所得割の納入について申告します。	3,13,14,112
勤続年数を記入し てください。なお、		次に該当する場合に
1年未満は切り上	◎退職金支払明細	○で囲んでください。
げます。	退職した年の1月1日の住所 三条市 荒町 2万月 1番 3号 追	追…追加支給された場合 分…分割支給された場合
市民税額を記入し	氏 名 <b>三 条 花 子</b>	合…2箇所より支給額を 合算した場合
□ 下氏祝額を記入し てください。	特 別 徴 収 税 額 市民税 ► 84,000 円 県民税 ► 56,000 円 合	
	退職した年の1月1日の住所 追	退職金手当等の支
県民税額を記入し	五 名	払金額を記入して
てください。	到 祝 牛 奴   牛 戊 職 金 覩   円 ·	ください。
	特別徴収税額 市民税 円 県民税 円 合	

## 退職金を支払うとき

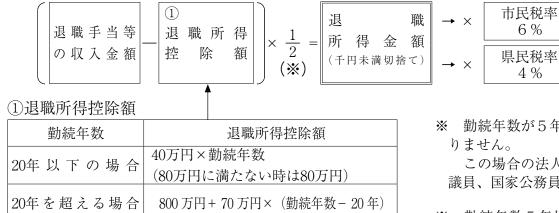
退職所得(退職手当等)に係る市民税・県民税については、所得税と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払いの際に特別徴収していただく ことになっています。

## 1 納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、三条市内に居住している人です。 ただし、次の人は課税されません。

- (1) 支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 死亡退職された人 (死亡により支払われる退職手当等は相続税の対象となります。)

## 2 税額の計算



- 在職中に障害者となったことにより退職した場合は、上記 により計算した控除額に100万円を加算します。
- 勤続年数を計算する場合に1年未満の端数があるときは、 これを1年とします。

※ 勤続年数が5年以下の法人役員等については、2分の1課税の適用はあ りません。

民 税

(百円未満切捨て)

(百円未満切捨て)

県 民 税

額

退 職 所 得 分

特別徴収税額

この場合の法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員及び地方議会 議員、国家公務員及び地方公務員です。

※ 勤続年数5年以下で、かつ、役員等でない者に対して、令和4年1月 1日以降に支払われる退職金(以下「短期退職手当等」という)につい て、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、 300万円を超える部分について2分の1課税の適用はありません。

## 3 納入手続き

退職手当等が支払われる際、所得税と同様に市民税・県民税を徴収し、翌月10日までに給与分特別徴収税額と併せて納入してください。 なお、納入書の作成に当たっては、必ず「退職所得分」の金額欄に納入金額を記入するほか、裏面の納入申告書にも所要事項を記入してく ださい。

6 %

4 %

(記入方法については14ページを御参照ください。)

## 郵便局の指定について

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額納入に当たり、新潟県、長野県以外に所在するゆうちょ銀行又は郵便局を利用される場合は、そのゆうちょ銀行又は郵便局を当市の市民税・県民税・森林環境税(特別徴収税額)取扱局に指定しなければなりませんので、17ページの「指定通知書」に、利用されるゆうちょ銀行又は郵便局名等を御記入の上、切り取って事前にそのゆうちょ銀行又は郵便局に提出してください。「郵便局指定通知書の提出について」は御記入の上、三条市に提出してください。

また、前年度利用されたゆうちょ銀行又は郵便局は本年も引き続き利用できますので「指定通知書」等を提出する必要はありません。

なお、念のため下記にも御記入の上、保管してください。

## (特別徴収義務者の控)

	貴社の納入指定郵便局	
所在地		
名 称		
		郵便局

令和 年 月 日

(宛先) 三条市長

特別徵収義務者指定番号

特別徴収義務者 名 称

所 在 地

## 郵便局指定通知書の提出について

次の郵便局を、貴市、市民税・県民税・森林環境 税特別徴収税額の納入取扱局として指定通知書を提 出しましたので通知します。

記

本·支店

名 称 ㈱ゆうちょ銀行

支店

出張所

所在地

本・支店長

年

㈱ゆうちょ銀行

支 店

令和

出張所長

月 日

三条市長



## 指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定に基づき貴局 を当市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額 払込取扱局に指定いたしましたので通知します。

記

- 1. 承 認 番 号 郵1第1116号
- 2. 口座番号 00680-4-960013
- 3. 加入者の名称 三条市会計管理者
- 4. 取りまとめ局 長野貯金事務センター

## 特別徴収税額通知書受取方法変更届出書

変更開始年度	年度から

			所在地 (住所)	〒 .						特別徴収 指 定 者	養務者 番 号	
年	/•H	給与古	名 称				,			_	係	
	提出	支払者 (収義務者)	(氏名) 代表者 職氏名							担当者連絡先	氏名	
(宛先)	三条市長		法人番号							_	電話	

事項	変更前(旧)※変更項目のみ記入してください。	変更後(新) ※変更項目のみ記入してください。
受取方法 (特別徴収義務者用)	□ 電子データ □ 書面	□ 電子データ □ 書面
受取方法 (納税義務者用)	□ 電子データ □ 書面	□ 電子データ □ 書面
通知先e-Mail		

#### 【注意事項】

- 1 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店または主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
- 2 eLTAXで各年度の給与支払報告書を提出する際に選択した特別徴収税額通知の受取方法の変更を希望する場合に使用する申出書になります。
- 3 「電子データ」を選択した場合は、電子データのみ送信し、書面の通知は送付しません。
- 4 「書面」を選択した場合は、書面による通知書のみ送付し、電子データは送信しません。
- 5 すでに受け取り済みの通知の受取方法を変更することはできません。

#### 【提出先】

〒955−8686

新潟県三条市旭町二丁目3番1号

三条市役所 総務部 税務課 市民税係

#### 【提出期限】

特別徵収税額決定通知 …… 3月31日

特別徴収税額変更通知 …… 変更月の前月末まで

(例:7月から受取方法の変更を希望する場合は6月30日)

## 特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書

② 変更があった場合は、速やかに提出してください。		
◎ 変更があった場合は、速やかに提出してください。 	特別徴収義務者 指 定 番 号	
給 <u></u> 所 在 地	連絡者の	
令和 年 月 日 与 別 名 称		
┃		
(宛先) 三条市長 得務職氏名印 者	<b>=</b> ( )	
者(法人番号)		
	変 更 後	
	<del>T</del> 	
フリガナ		
方  書		
フリガナ		
名 称		
電話番号 ( ) —	( ) —	
フリガナ		
送 付 先 所在地以外を希望 される場合に記入		
してください。	** <b></b>	
備考	変更年月日 年 月 日 	

- ◎ 所在地・方書・名称には、誤読をさけるため必ずフリガナをふってください。
- ◎ 代表者のみの変更の場合は提出する必要はありません。
- ◎ 個人事業主の場合は法人番号を記入する必要はありません。

## 特別徴収への切替依頼書

給 庭 所 在 地 〒		特別徴収義務	务者指定番号				
A		個人番号又	は法人番号				
令和 年 月 日 与 淵			係				
■		連絡先	氏 名				
【(宛先) 三条市長 払 務		生作した					
者 ご 代表者の 職 氏 名			電話番号(	)			
	特別徴収を開始	することがで	できる月を記入	してくださ	Λ,°		
◎次の者について月分 から特別徴	Dを差望します 税額についての	通知書は、こ	の届出を受付し	けた翌月の1	5日頃に	発送し	ます。
<u> </u>							
特別徴収に切替える者の住所・氏名・生年月日	普通徴収納税通知書番号 三条市で	使用しますの	ので記入しない	いでください	0		
/ <del>}</del> ≂⊏	宛名番-	号		入 カ			
住所	普通徵収税額 口座情	据 偶人納	 付・口座振替	│ │振替停止依頼			
フリガナ					8844		
氏 名		額		停止期間	開始 終了	月 月	日
氏名	月分				₩ 2 J :	/ 1	
生年月日 大昭 年 月 日 受給者番号		咚					
工 1	(第一一 朔ガよく) ガガス	144					
特別徴収に切替える者の住所・氏名・生年月日	普通徴収納税通知書番号 三条市で	使用しますの	ので記入しない	いでください			
	宛名番:	号		入力			
住所	* \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		/				
フリガナ		報 □ 1個人納	付・口座振替	振替停止依頼	ļ. <u></u> .	<u></u>	
	円 特別徴収税	額		停止期間	開始 終了:	月 月	且
氏 名	納 付 済 額 月分				終了		日
生年月日 一元 一〇 年 月 日 受給者番号	├ <b>                                     </b>			_			
生年月日 大 昭 年 月 日 受給者番号	(第 期分まで) 月分以	降					
特別徴収に切替える者の住所・氏名・生年月日	普通徴収納税通知書番号 三条市で	徳田します/		 \でください			
特別域状に明白たる有の住所・以右・土牛万口			グで記べてなり		•		
住所	宛名番	5		入 カ			
	普通徴収税額 口座情	報 ┃ 個人納	付・口座振替	振替停止依頼			
フリガナ	円 特別徴収税	額		/古·L #B BB	開始	月	日
氏 名	│ 納 付 済 額 ┣────	HA.		停止期間	終了	月 月	日
L m	円 月分						
生年月日 大 昭 年 月 日 受給者番号	(笋 期分まで) 目分以	路					

- ・納期限を過ぎた普通徴収税額は切替えできません。
- ・普通徴収税額を口座振替されている方は、普通徴収税額の納期限の15日前までに提出がないと切替えできません。

## 令和8年度分 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

※入力	※ 備	考

この届出書は、**令和8年度分給与支払報告書を提出した後、特別徴収予定者としていた方が4月1日までに退職等により給与の支払を受けなくなった場合に記入**して、**4月10日までに提出**してください。(特別徴収税額の通知後は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を使用してください。)

(※の欄は、記入不要です。)

令和   年   月   日     提出		所 在 地	₹													特別徴指 定										İ
(宛先) 三条市長	与 別 支 収	氏 名 又は																仔	Ŕ 							
	義 払 務	名 称													連	絡 者	J	氏	名							
	者)	個人番号 又は 法人番号															j	電話	番号							
給与	手の支	払いを	受けて	いた	方			給与の を受け	支払	給	与の	支	払を		3	新勤続先	<b>上(転</b>	云勤の	場合の	のみ記	己入し、	てくた	きさい	۰,۰)		
氏名 (ふりがな)・	令和8年	1月1日現在	Eの住所	生年	月日・	個人都	香号	なった	なり	(01	で囲んで	よつん	ご理田		新勤務	8先の所	在地	及び	名称		法人	番号及	とび事	業所	指定	番号
(ふりがな) 氏名				大・昭・	· 平・令 年	月	日	月	В	1 2 退職	2 3 4 云 休 死 章	5 6 住所誤	7 少額給与 8 支払不定期 9 事業専従者	所在地	<u>i</u>											
住所								-	ı		Í	散報 3	与 定 従 期 者	名称												
(ふりがな) 氏名				大・昭・	· 平・令 年	月	日	月	В	1 2 退 載	234	5 6 住所誤	7 少額給与 8 支払不定期 9 事業専従者	所在地	<u>L</u>											
住所											-	<b>教報</b>	写 定 従 期 者	名称												
(ふりがな)				大・昭・	平・令	ì					2 3 4			所在地	<u>b</u>											
氏名				年 月 日			月	日	退 職 業	法 休 死 ? 肋 職 亡 ;	会社解	少額 支払不 事業専	 名称													
住所							Ц		上解 解 報 報 報 報 報 者																	
(ふりがな)				大・昭・	平・令	ì				1 2	2 3 4	5 6	7 8 9	所在地	<u>1</u>											
氏名	氏名			-	年 月 日			月	日	退 職 重	水 怀 死 ? 力 職 亡 ?	云性解 注解誤	· 少額給与 支払不定期	1.41												
住所											į	<b></b> 教報	与 定 従 期 者	名称												

## 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、令和7年度分 市・県民税及び森林環境税の特別徴収をしている方に退職や転勤などの異動が生じた場合に記入し、翌月10日までに提出してください。 なお、給与支払報告書(個人別明細書)を提出された方で、特別徴収税額がない方についても、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には提出をしてください。

- ※ この届出に伴う通知は、当月末日までに異動届出書を受理した場合は翌月15日頃に発送となり、翌月10日までに受理した場合は翌々月15日頃の発送となります。
- ※ 用紙がなくなりましたら複写して御使用ください。また、三条市ホームページからもダウンロードできます。
- ※ 6ページから9ページの記入例を参考に御記入ください。

2 1

#### 令和 年度

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

3. 死亡による退職であるため

2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

(1月1日から4月30日までの間に退職した方については、本人から申出がない場合でも、一括徴収してください。

2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

2. 一括徴収の場合

右から

番号を

記入

右から 番号を 記入

普通徴収の場合

理

3.

理

由

への記載等必要な手続き項を記入し、新勤務先に

		¥ <u></u>	ᇴᇄᇸ	; <del>=</del>																
令和 年度 給 与 支 払 報 告 に係る給与所得者異動届出書 ※異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。											年 度		現年	-	2.	新年度	3	. 両年	度	
					所 在 地	Ŧ							特別領指 兌	火袋 医 番	務者 号					
(宛先) 三条市長				給品	別 征 地								宛名	3 番	号					
(死几) 二米市区		与 特別務 支 務務	フリガナ						 	 	担連	所	属							
令和	年	月	日提出	払収者	氏名又は名称								当絡	氏	名					
F 18	,	, <b>*</b>		者	個人番号 又は法人番号							記載に当たっては、 し右詰めで記載	者先	電	話			内線(		)

徴収予定額 (上記(ウ)と同額)

死亡退職の

場合は、納

税相続人代

表者を記入

してください。

左記の一括徴収した税額は、

納入します。

円

名

所

フリガナ

電話番号

氏

住

月分(翌月10日納入期限分)で

続

柄

()	宛先)三条市長	Ē		給 与 表 別	フ!	リガナ								名番号 所属		
	令和 年	月	日提出	中 支 払 者 ・ 義務者 ・ 入 者		スは名称					←個人番号の 左端を空機	記載に当たっては	担連当絡者先	氏 名 電 話		内線(
給 与 所 得 者	フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 受給者番号 1月1日 現在の住所 異動後の 住所		年	月	B	(ア) 特別徴収 (年税名	双税額	(イ) 徴収済額 月から 月まで		(ウ) 徴収税額 ) - (イ) 月から 月まっ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	異	型転休死支合そ理由 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	, .	職勤欠亡期散他	異動後の未徴り税額の徴収方法 税額の徴収方法 1.特別徴収組 たおからを 記入 2. 一括 徴 3. 普 通 徴 (本人納
1. (特別の) (特	特別徴収継続 特別徴収引 (等別数 以養 メ を フリガ	養務者 番 号 地	₸			(	新規	法人番号 担当者	所 属 氏名				徴収		翌月10	月割額「 0日納入期限分)から う連絡済みです。
74.5	氏名又は	名称						<b>A</b> 先	電話		内線(	)		書の要否 場合のみ記載)		右から 番号を 1. 必要 2. 2 記入

徵収予定月日

月

日

## ◎納入場所

第四北越銀行本店及び各支店三条信用金庫本店及び各支店新潟縣信用組合本店及び各支店方で中越農業協同組合各支店三条市役所栄庁舎

大 光 銀 行 本 店 及 び 各 支 店 はばたき信用組合本店及び各支店 新潟県労働金庫本店及び各支店 三 条 市 役 所 三 条 市 役 所 下 田 庁 舎

(注新潟県、長野県内以外のゆうちょ銀行又は郵便局を利用される場合は、本書の中にある指定通知書を利用されるゆうちょ銀行又は郵便局に提出してください。